

令和 4 年度行政改革検討事項

令和 4 年度行政改革の取組方針について

1 概要

第 4 次砺波市行政改革大綱に掲げる基本方針「市民の視点に立った協働のまちづくりの推進」、「時代の変化に対応した効果的で質の高い行政サービスの推進」及び「健全で持続可能な財政運営の推進」の実現のため、令和 3 年度に策定された「第 2 次砺波市総合計画後期計画」や「砺波市デジタル化推進計画」と整合性を図りながら、更なる行政改革の推進に取り組むもの。

2 取組方針

(1) 推進体制について

行政改革に不可欠なデジタル化の推進に積極的に取り組むため、「砺波市デジタル化推進本部」と連携を図りながら、一体的に行政事務の効率化と市民サービスの向上を目指すこととする。(別紙「推進体制図」参照)

令和 3 年度に引き続き、行政改革優先取組事項であるデジタル化推進については、「デジタル化推進班」のワーキンググループで取り組むことから、庁内会議専門部会は設置しないこととし、行政改革に係る事項については、各事業所管課において検討・実施、行政改革推進班において進捗状況を取りまとめ、推進本部及び市民会議へ報告することとする。

(2) 提案型事業評価・職員提案について

ア 提案型事業評価

前年度に引き続き、原課から廃止、統合、縮小等のスクラップ事業を中心に提案を募集する。(3 月中に先行募集)

イ 職員提案

前年度に引き続き、職員等から提案を募集する。(4 月以降)

- ・改革提案(自由提案、課題提案)、事務改善提案
- ・令和 4 年度の課題提案

「市民サービスの向上に資するデジタル化の推進」

※例：・〇〇手続きに係るオンライン申請の導入

- ・△△料の支払いに関するキャッシュレス決済の拡大